

(お知らせ)

「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」の策定について

平成18年4月28日(金)  
環境省 廃棄物・リサイクル対策部  
産業廃棄物課 適正処理・不法投棄対策室  
室長：坂川 勉 (内線 6881)  
室長補佐：袖野 玲子 (内線 6885)  
担当：菅 範昭 (内線 6888)

環境省では、産業廃棄物の処理過程において、有害特性等の廃棄物情報が排出事業者から処理業者に十分に提供されないことに起因する事故や有害物質の混入等の課題に対応するため、「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」を策定しました。

廃棄物処理法に定める産業廃棄物の委託基準では、産業廃棄物の排出事業者は、適正処理のために必要な廃棄物情報を処理業者に提供することとされています。本ガイドラインは、産業廃棄物の処理を委託する際、廃棄物情報の提供に関して排出事業者と処理業者の参考となるよう、情報提供が必要な項目や契約書に添付できる廃棄物データシート(WDS)の様式例をとりまとめたものです。

## 1. ガイドラインの目的

廃棄物を適正に処理するためには、各々の廃棄物の特性に応じた処理が必要です。このため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下、「廃棄物処理法」という。)に定める産業廃棄物の委託基準では、産業廃棄物の排出事業者は、適正処理のために必要な廃棄物情報を処理業者に提供することとされています。

しかし、廃棄物処理過程において、有害特性等の廃棄物情報が排出事業者から処理業者に十分に提供されないことに起因する自然発火や化学反応等による事故や有害物質の混入等の課題があり、廃棄物情報の適切な伝達が求められています。このため、廃棄物の処理過程における事故を未然に防止し、環境上適正な処理を確保することを目的として、排出事業者が提供すべき廃棄物の性状等の情報について具体的に解説し、排出事業者が処理業者へ産業廃棄物の処理を委託する際の廃棄物情報の提供の望ましいあり方を示すガイドラインを策定しました。

## 2. ガイドラインの内容

ガイドラインの主な内容は以下のとおりです。

### (1) 廃棄物の適正処理に必要な廃棄物情報の具体化・明確化

廃棄物の処理過程で発生した事象事例の検証結果等から、廃棄物情報が必要な項目として、廃棄物の有害性等の12項目を選定し、必要な情報項目を整理した廃棄物データシート(WDS)の様式例を示した(別添参照)。

排出事業者は、産業廃棄物の処理委託に当たって、廃棄物情報をWDS等で通知し、これを基に処理業者と十分打合せを行うこととした。

注) ガイドラインで示しているデータシートは一例であり、従来使用しているデータシートが、必要な情報項目を満たしている場合には、継続的にそのシートを使用して差し支えない。また、WDSは、廃棄物処理に必要な情報の提供を目的とすることから、提供する情報の項目・内容は、処理業者と十分協議の上決定し、データの提出が困難であれば、廃棄物サンプルや発生工程図、既存のMSDSデータの提供により対応してもよい。

## (2) 廃棄物の性状等の変動を踏まえた情報提供の方法

廃棄物の性状等に変更がある場合は、排出事業者から処理業者へ速やかに新しい廃棄物データシートを提供する必要があるとした。処理業者が処理方法の変更を検討しなければならないような廃棄物性状の変動の幅は、処理業者によって異なるため、委託契約時にあらかじめどの程度の変更がある場合に情報提供が必要かを打合せしておくことが望ましい。

なお、平成18年3月10日公布の廃棄物処理法施行規則改正により、委託契約の締結時には、廃棄物情報に変更がある場合の情報提供の方法について、排出事業者と処理業者間であらかじめ決めておかなければならないとされたところであり、同規定は7月1日より施行される。

## (3) 情報の信頼性を高める方法

排出事業者及び処理業者の社内の情報伝達体制を整備することが重要であるとし、先進的な取り組み事例を掲載した。また、排出事業者と処理業者の双方向コミュニケーションを促進し、信頼関係の構築が重要であるとした。

なお、「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」の本文は、環境省ホームページ(<http://www.env.go.jp/recycle/misc/wds/index.html>)において公表しています。

## (参考) 廃棄物処理法施行規則第8条の4の2(委託契約に含まれるべき事項)

一～五 (略)

六 委託者の有する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報

イ 当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項

ロ 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状の変化に関する事項

ハ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項

ニ その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

七 委託契約の有効期間中に当該産業廃棄物に係る前号の情報に変更があつた場合の当該情報の伝達方法に関する事項

八～九 (略)

注) 第7号は平成18年3月10日公布、同年7月1日施行。

廃棄物データシート (WDS)

1 本データシートは廃棄物の品質を明示していただくものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。

2 記入については、「データシート記載方法」を参照ください。(記入者/記入日) /

1	提供年月日	平成 年 月 日 提供					
2	廃棄物名称				管理番号		
3	排出事業者(窓口)	名称		TEL		FAX	
		住所		部署名		担当者	
4	廃棄物種類 産業廃棄物 特別管理産業 廃棄物	燃えがら	汚泥	廃油	廃酸		
		廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず		
		繊維くず	動植物性残さ	動物系固形不要物	ゴムくず		
		金属くず	ガラス・コンクリート 陶磁器くず	鋸さい	がれき類		
		家畜のふん尿	家畜の死体	ばいじん	13号廃棄物		
		廃石綿等	感染性廃棄物	廃PCB等	有害物質		
		その他( )					
5	荷姿	容器( ) 車両( ) その他( )					
6	数量	スポット	( )kg・t・ $\frac{1}{1000}$ ・m <sup>3</sup> ・本・缶・袋・個・車・式				
		継続	( )kg・t・ $\frac{1}{1000}$ ・m <sup>3</sup> ・本・缶・袋・個・車・式 /年・月・週・日				
7	廃棄物の安定性・反応性 (有・無・不明)	1) 有害特性	爆発性	引火性	可燃性	自然発火性	
			禁水性	酸化性	有機過酸化物	急性毒性	
			感染性	腐食性	毒性ガス発生	慢性毒性	
			生態毒性	重合反応性			
		2) 品質安定性 経時変化(有・無)	有る場合は具体的に記入				
8	廃棄物の物理的・化学的性状	形状	( )	沸点	( )	発火点	( )
		色	( )	融点	( )	pH	( )
		臭い	( )	引火点	( )	粘度	( )
		その他	( )				
9	廃棄物の組成・成分情報 (×又は数値記入) ×(有無) 分析値 溶出量 含有量 推計値 不明 単位:( ) 測定している場合は分析表添付 分析表添付	金属Li	( )	金属Na	( )	金属Al	( )
		金属Mg	( )	金属Cu	( )	金属Ni	( )
		汎用有機化合物	( )	トクソルン	( )	1,3-ジクロロプロペン	( )
		水銀又はその化合物	( )	テラソルン	( )	チウラム	( )
		カドミウム又はその化合物	( )	ジクロロメタン	( )	シマジン	( )
		鉛又はその化合物	( )	四塩化炭素	( )	チオベンカルブ	( )
		有機燐化合物	( )	1,2-ジクロロエタン	( )	ベンゼン	( )
		六価クロム化合物	( )	1,1-ジクロロエタン	( )	セレン又はその化合物	( )
		砒素又はその化合物	( )	シス-1,2-ジクロロエタン	( )	ダイオキシン類	( )
		シアン化合物	( )	1,1,1-トリクロロエタン	( )	その他	( )
		PCB	( )	1,1,2-トリクロロエタン	( )		
10	取り扱う際の注意事項	1) 安全対策	保護具	ガスマスク着用(ガスマスク種類: )、吸収缶種類: ) 手袋着用( ) 保護メガネ着用( ) その他( )			
			応急措置	吸入時( ) 皮膚付着時( ) 目に入った場合( ) 飲み込んだ場合( )			
		2) 異常処置	漏洩対策	除去方法( ) 除去作業に関する注意( )			
			火災時の措置				
11	特別注意事項 (避けるべき処理方法、廃棄物の性状変化などに起因する環境汚染の可能性も含む)	特別注意事項(有・無) 有る場合は具体的に記入					

12. その他の情報

サンプルの提供の有無 ( 有 無 )

産業廃棄物の発生工程など ( 有 無 )

工程図では、産業廃棄物に関わる使用原材料名や添加物、副産物を記入すると共に、産業廃棄物の製造（排出）工程や排出場所を明らかにして下さい。発生工程図等のコピーの添付でも可。

排出事業者及び処理業者内容確認欄

No.	内容確認日時	排出事業者名	処理業者名	備考

変更履歴

変更No.	変更日時	変更者名	変更内容

## 廃棄物データシートの記載方法

本データシート作成にあたって：

- (1) 廃棄物処理法では、排出事業者は委託する産業廃棄物の性状等に関する情報を処理業者へ提供することが求められています。情報提供が十分に行われない場合、より適切な処理方法の選択や、処理業者における適正処理や安全性確保、法令遵守が困難となる可能性があることから、可能な限り詳細な情報を記載して下さい。
- (2) 本データシートは、産業廃棄物の適正な処理のために必要な事項を明示するものであり、処理業者が廃棄物処理の受託を検討する際の基礎資料となることから、排出事業者の責任において正確に記載して下さい。
- (3) 本データシートの記載にあたっては、排出事業者と処理業者で十分協議し、両者で記載内容を確認の上作成して下さい。
- (4) 製造工程等の変更に伴い廃棄物の性状等に変更がある場合は、変更履歴に変更箇所が分かるように記載して下さい。

### 1. 提供年月日

排出事業者が、本データシートを処理業者へ提供する際の年月日を記入して下さい。

### 2. 廃棄物の名称

法律上の名称に限らず、より具体的な名称・呼び名を記載して下さい。また、管理番号については、本データシートが示す廃棄物を管理できるよう適当な番号を記載して下さい。

なお、実際の産業廃棄物とWDSの整合性を確認するために、WDSと表示（容器貼付用ラベル）には必ず同一の廃棄物名称及び管理番号を記載して下さい。

### 3. 排出事業者（窓口）

本データシートの記載内容に関する緊急時の連絡先及び排出事業者側の担当者名を記載して下さい。

### 4. 廃棄物の種類

該当する項目の 内にレ印でマーキングして下さい（以下同様）。

特別管理産業廃棄物の場合は、「9. 組成・成分情報」を必ず記載して下さい。

### 5. 廃棄物の荷姿

該当する項目をマーキング又は記載して下さい。

### 6. 廃棄物の数量

委託する廃棄物の契約形態に応じて数量を記載し、単位をマーキングして下さい。

### 7. 廃棄物の安定性・有害性

#### 1) 有害特性

処理の過程で問題となる特性を挙げています。これらの特性を有しているものは取り扱いに注意を要するため、処理業者はあらかじめ情報を入手し、処理の可否を含めて適切な対応を講じる必要があります。

排出事業者は、有害特性が「有」「無」を選択の上、「有」の場合は、該当する項目を全てマーキングして下さい。また、「不明」を選択した場合は、処理業者と協議する時に不明である事を伝え、今後どう対応するかを協議して下さい。

産業廃棄物の場合、次ページの有害特性リストを参考に有害特性を呈する可能性がある項目にマーキングして下さい。

## 2)品質安定性

廃棄物の性状が変化する場合、処理過程において問題となることがあります。腐敗や揮発、化学反応等による経時変化が想定される場合は、「有」を選択し、その内容と要因を記載して下さい。

### 有害特性リスト

ハ-セル条約の分類	有害特性	有害特性の内容	対象物質例
H1	爆発性	化学反応によりそれ自体が周囲に対して損害を引き起こすような温度、圧力及び速度でガスを発生することが可能なもの。	- 労働安全衛生法 危険物令別表1第1号 - 消防法 危険物第5類 等 例)硝酸エステル類、ニトロ化合物、アゾ化合物、ヒドラジンの誘導体、ヒドロキシルアミン、ヒドロキシルアミン塩類、金属アジ化物、顔料、トナー類、ピクリン酸等
H3	引火性	引火点が70 未満のもの。 (パーゼル条約では、密閉容器試験において摂氏60.5度以下または開放容器試験において摂氏65.6度以下の温度で引火性の蒸気を発生するものをいう。)	- 労働安全衛生法 危険物令別表1第4号 - 消防法 危険物第4類 等 例)特殊引火物、第1石油類(アセトン)、塗料、ワニス、ラッカー等
H4.1	可燃性	通常取り扱いや運搬等の条件下で燃焼しやすいもの、または摩擦により容易に燃焼または発火するか発火を助けるもの。	- 労働安全衛生法 危険物令別表1第2号 - 消防法 危険物第2類 等 例)硫化りん、赤りん、硫黄、鉄粉、アルミニウム粉、亜鉛粉、マグネシウム等
H4.2	自然発火しやすい物質	通常取り扱いや運搬等の条件下で自然に発熱したり、空気と接触することによって発熱したりしやすく、そのため発火しやすいもの。	- 労働安全衛生法 危険物令別表1第2号 - 消防法 危険物第3類 等 例)アルキルアルミニウム、アルキルリチウム、黄りん、硝酸鉛、硫化鉄等
H4.3	水と作用して引火性ガスを発生する物質	水との接触により自然発火しやすくなるか、または危険な量の引火性ガスを発生しやすいもの。	- 労働安全衛生法 危険物令別表1第2号 - 消防法 危険物第3類 等 例)カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム、アルキルリチウム、リチウム、カルシウム、バリウム、有機金属化合物、金属の水素化物、金属のりん化合物、カルシウム及びアルミニウムの炭化物、塩素化けい素化合物等
H5.1	酸化性	それ自体は必ずしも燃焼性はないが、酸素を発生することにより他の物質を燃焼させたり、熱・衝撃・摩擦等によって分解し他の物質の燃焼を助けたりするもの。	- 労働安全衛生法 危険物令別表1第3号 - 消防法 危険物第1類、第6類 等 例)塩素酸塩類、無機過酸化物、臭素酸塩類、硝酸塩類、過マンガン酸塩類、クロム・鉛・ヨウ素の酸化物、次亜塩素酸塩類、過塩素酸、過酸化水素、硝酸等
H5.2	有機過酸化物	2価の-00-構造を持つ有機物質は熱的に不安定であり、発熱を伴う加速的な自己分解を行うもの。	- 消防法 危険物第5類の有機過酸化物 等
H6.1	毒性(急性)	吸入又は皮膚接触した場合に、死若しくは重大な障害を引き起こし又は人の健康を害しやすいもの	- 毒物及び劇物取締法の毒劇物 等 例)金属カルボニル、六価クロム化合物・銅化合物・亜鉛化合物・ヒ素化合物・セレン化合物・カドミウム化合物・アンチモン化合物・水銀化合物・タリウム化合物・鉛の化合物、有機りん化合物、有機・無機シアン化合物等

ハザード条約の分類	有害特性	有害特性の内容	対象物質例
H6.2	感染性	人が感染し、若しくは感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着しているもの	血液、病理廃棄物、注射針等
H8	腐食性	化学作用により、生体組織に接触した場合に重大な傷害を生じる可能性のあるもの。漏洩した場合に他の物品を著しく損傷もしくは破壊する可能性のあるもの。	フッ酸・硝酸・硫酸・塩酸等の無機酸、酢酸・シユウ酸等の有機酸、水酸化ナトリウム等のアルカリ、アクリル酸類、アリルアルコール、クレゾール等
H10	毒性ガスの発生	空気、水、太陽光等の作用により危険な量の毒性ガスを発生しやすいもの。	有機・無機シアン化合物、硫化塩類、硫化物類、塩化カルボニル類等
H11	毒性（遅発性又は慢性）	吸入、摂取又は皮膚浸透した場合に、発がん性を含む遅発性又は慢性の影響を及ぼすもの	- 化審法特定化学物質 - 化管法指定対象物質 等
-	重合反応性	重合しやすい物質を含むもの。	スチレンモノマー、イソシアネート、ポリオール等

注) 対象物質例の欄に記載している物質名は例示であり、パーゼル法及び同欄の各法令の対象物質を記載したものではない。

## 8. 廃棄物の物理的・化学的性質

廃棄物の物質としての性状について記載して下さい。特に、「7. 廃棄物の安定性・反応性」の項目で引火性や自然発火性等の項目が該当した場合は、それに対応する引火点や発火点等を記載してください。なお、廃棄物の種類や含有物質によって、物理的・化学的性質は異なりますので、該当するものを記載して下さい。

例えば、形状、色、臭い、沸点・融点・引火点・発火点、発熱量、pH、溶解性（対象となる溶媒：水・溶剤名）、含水率、比重、粘度などについて具体的に記載して下さい。（：液・泥状物に限ります。）

## 9. 廃棄物の組成・成分情報

廃棄物の処理時あるいは処理後に問題となる代表的な物質を挙げています。これ以外にも注意を要する物質を含む場合は必ず記載して下さい。

含有していない物質には×印、含有している（可能性がある場合も含む）物質には印、含有量が分かる場合は数字を記載して下さい。有害物質の量は、法的に分析が義務づけられているもの以外は推計でも構いません。分析結果がある場合は、分析表添付にマーキングして下さい。分析結果を添付すれば、数値の記入は必要ありません。

組成、成分に幅がある場合は、幅を持った数値表示として下さい。

## 10. 取り扱う際の注意事項

### 1)安全対策

労働者が廃棄物を取り扱う際に化学物質による被害を受けないようにするために、保護具（マスクなど）の着用などの保護措置について記載して下さい。

### 2)異常措置

#### 応急処置

廃棄物により労働者などに被害が発生した場合の措置について記載して下さい。

#### 漏洩対策

廃棄物が運搬中や保管中に漏洩した際の対処方法や注意すべき事項について記載して下さい。

#### 火災時の措置

火災が発生した際の対処方法、注意すべき事項について記載して下さい。例えば、消火方法、適切な消火剤、消火を行う保護措置について記載して下さい。

1)、2)項とも排出事業者の既存資料（取扱説明書やMSDS等）を添付する場合は、記入の必要はありません。また、危険物等の運搬中における事故時の応急措置対策として使用されているイエローカードがある場合は、その記載内容を参考にして下さい。

### 11. 特別注意事項

廃棄物を処理する上で特に注意すべき事項がある場合は、その内容を記載して下さい（例えば、破碎の禁止や他の廃棄物との混合禁止など）。また、取り扱い上の注意事項として、排気や蒸気、粉じんの発生防止、混合・接触・転倒防止などの措置、保管上の注意事項として、温度・湿度などの保管条件、保管方法などについて記載して下さい。

鋭利な金属、針、ガラスの破片等は前処理過程等で問題となることもあるため、混入する可能性がある場合は、その旨を記載して下さい。

また、環境汚染の可能性がある場合は、その内容と理由を記載して下さい。

### 12. その他の情報（発生工程など）

サンプルの提出の有無を記載して下さい。

産業廃棄物の性状や取り扱い上の注意事項について確認し、適正な処理方法を決定する際の基礎資料とするため、この項目には、廃棄物の情報を把握する上で重要なその他の情報を記載して下さい。発生工程に関しては、産業廃棄物の製造（排出）工程や排出場所、主な原材料・添加物・副産物、廃棄物発生源等について可能な限り詳細な情報を記載して下さい。

また、排出事業者と処理業者は、本データシートをもとに十分に打合せを行い、打合せ日及び打合せ担当者名にサインをして下さい。

廃棄物の物性に変更がある場合は、本データシートに変更箇所を修正し、修正箇所を雲マーク等で判るようにした上で、変更 No.、変更日時、変更者、変更内容を記載し、早急に処理業者へ情報を伝達して下さい。



# 廃棄物データシート記載方法まとめ

< 表面 >

## 廃棄物データシート (WDS)

1 本データシートは廃棄物の品質を明示していただくものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。  
 2 記入については、「データシート記載方法」を参照して下さい。(記入者/記入日)

1	提供年月日	平成 年 月 日 提供			
2	廃棄物名称			管理番号	
3	排出事業者(窓口)	名称	TEL	FAX	
		住所	部署名	担当者	
4	廃棄物種類 産業廃棄物 特別管理産業 廃棄物	燃えがら 廃アルカリ 繊維くず 金属くず 家畜のふん尿 腐石綿等 その他( )	汚泥 廃プラスチック類 動物性残渣 ガラス・セラミックス 陶磁器くず 家畜の死体 感染性廃棄物	廃油 紙くず 動物系固形不要物 鋳さい ばいじん 廃PCB等	廃酸 木くず ゴムくず がれき類 13号廃棄物 有害物質
		5	荷姿	容器( ) 車両( ) その他( )	
6	数量	スポット	( )kg・t・ $\mu$ g・m <sup>3</sup> ・本・缶・袋・個・車・式		
		継続	( )kg・t・ $\mu$ g・m <sup>3</sup> ・本・缶・袋・個・車・式 /年・月・週・日		
7	廃棄物の安定性・反応性 (有・無・不明)	1) 有害特性	爆発性 引火性 燃焼性 自然発火性 禁水性 酸化性 有機過酸化物 急性毒性 感染性 腐食性 毒性ガス発生 慢性毒性 生態毒性 重合反応性		
		2) 品質安定性 経時変化(有・無)	有る場合は具体的に記入		
8	廃棄物の物理的・化学的性状	形状( ) 沸点( ) 発火点( ) 比重( )			
		色( ) 融点( ) pH( ) 水分( ) 臭い( ) 引火点( ) 粘度( ) 発熱量( ) その他( )			
9	廃棄物の組成・成分情報 (×又は数値記入) ×(有無) 分析値 溶出量 含有量 推計値 不明 単位:( ) 測定している場合は分析表添付 分析表添付	金属Li( ) 金属Na( ) 金属Al( ) 金属Mg( ) 金属Cu( ) 金属Ni( ) 7種水銀化合物( ) トリクロロエチレン( ) 1,3-ジクロロプロペン( ) 水銀又はその化合物( ) トリクロロエチレン( ) チウラム( ) が びん又はその化合物( ) ジクロロメタン( ) シマジン( ) 鉛又はその化合物( ) 四塩化炭素( ) チオベンカルブ( ) 有機燐化合物( ) 1,2-ジクロロエチレン( ) ベンゼン( ) 六価クロム化合物( ) 1,1-ジクロロエチレン( ) セレン又はその化合物( ) 砒素又はその化合物( ) シス-1,2-ジクロロエチレン( ) ダイオキシン類( ) シアン化合物( ) 1,1,1-トリクロロエチレン( ) その他( ) PCB( ) 1,1,2-トリクロロエチレン( )			
		1) 安全対策	保護具 ガスマスク着用(ガスマスク種類: ) 吸収缶種類: ) 手袋着用( ) 保護メガネ着用( ) その他( )		
10	取り扱う際の注意事項	2) 異常処置	応急措置 吸入時( ) 皮膚付着時( ) 目に入った場合( ) 飲み込んだ場合( )		
		漏洩対策 除去方法( ) 除去作業に関する注意( )			
11	特別注意事項 (選べるべき処理方法、廃棄物の性状変化などに起因する環境汚染の可能性も含む)	特別注意事項(有・無) 有る場合は具体的に記入			

実際のシートの記入者(工程担当者)の名称及び記入日記載

2項の管理番号とは、排出事業者内での廃棄物の管理番号

3項の担当者は、廃棄物の管理担当者

5項の荷姿欄において、容器や車両については、記入し易いようにその種類を明記してチェックマーク方式とした。

有害特性は、(有・無・不明)の選択方式とし、ある場合はチェックする方式とした。

8項の廃棄物の物理的・化学的性状については、全てを記入するのではなく、安全性・有害特性に関連する項目に絞って記入する。

9項の組成・成分情報は、×(有無)分析値、推計値、不明を選択した上、シート上の特別管理産業廃棄物及び金属類に記入する方式とした。

11項の特別注意事項は1~10項までで記載できなかった事項、もしくは他の項目で記載はしているが、特に注意を要する事項があれば記入する。本欄が事故防止のためには一番重要なので気づいた事項は必ず具体的に記載すること。

< 裏面 >

12. その他の情報  
 サンプルの提供の有無 (有 無)  
 産業廃棄物の発生工程など (有 無)  
 工程図では、産業廃棄物に関わる使用原材料名や添加物、副産物を記入すると共に、産業廃棄物の製造(排出)工程や排出場所を明らかにして下さい。発生工程図等のコピーの添付でも可。

その他の情報において、産業廃棄物の発生工程については、排出事業者と処理業者との十分な協議により、処理する上での必要性が確認された場合は、企業秘密、ノウハウ等に触れない範囲で提出するものである。発生工程を提出できない場合は、表面の廃棄物情報を正確に伝えるようにすること。  
 なお、サンプルを提供した場合は、その旨を本欄に記載する。

「内容確認」の欄を設け、排出事業者と処理業者が打ち合わせた日に双方が署名するようにした。排出事業者が処理業者へ文書にて一方的に情報伝達するのではなく、両者が納得がいくまで十分な協議を行い、合意が得られた段階で双方共にサインするものである。なお本欄は廃棄物性状の変更が生じた場合においても、その都度確認のために双方の署名が出来るよう多数の欄を設けている。

排出事業者及び処理業者内容確認欄

No.	内容確認日時	排出事業者名	処理業者名	備考

変更履歴

変更No.	変更日時	変更者名	変更内容

様式作成 環境省

「変更履歴」欄を設けた。想定範囲内の性状変更の場合は、雲マークなどで変更箇所が判るようにした上で、再度情報提供を行う。性状変更については、排出事業者と処理業者が契約時にどの項目がどの程度変更した場合に連絡することを取り決めておくのが望ましい。